

⑥地域社会における差別事件

埼玉県では、二〇〇八年七月に羽生総合病院内にある通所リハビリセンターのなかで差別発言事件が起こった。行田市のH（八五歳・女性）が、同施設に通所している同和地区出身者を指さして「これだ」と四本指を出した。発言を聞いた同和地区のTさん（八六歳）は、「そういうことを言ったら駄目だ」「いまはそういうことを言う時代ではない」と叱り、その後、啓発資料を持参して「いまはこういうことをしているのだよ」と指導している。

埼玉県連による一二月二二日の事実調査で、Hは「もともと話しかけてきたのはTさんの方からだ」と弁明、「私は、そういうことはしていない」と繰り返す、話がかみ合わない場面もあった。差別がなぜ悪いのか参加者に粘り強く諭されてHは発言の事実を認め、「もう二度とそういうことは言わない。差別はしない」と謝罪した。同席した家族は「まったく恥ずかしい限りです。このような差別をしてしまって同和地区の人には大変申し訳ない」と謝罪した。

県連委員長は、「高齢で意思疎通ができないところがあるが、デイケア施設の通所者に誰が同和地区だと触れてまわるような行為は放置できない。羽生病院では、〇三年にも同じような事件が起きており、市に対して啓発活動を強く要請したい」と述べた。

大阪府では、大東市の納税課窓口で手続き不備のため納税証明書の交付を断られた男性が差別発言をした。二〇〇七年九月三日、大東市役所の納税課窓口で、大阪市在住のAが代理人として軽自動車の納税証明書の交付請求にきた。納税課が調べて、未納であるため交付できない旨を説明。しかし納得できず腹を立てたAが、「こんな部落の町と違って、大阪市ならできるのに、なぜ大東市はできないんや」と差別発言を行った。窓口の職員は口論の際に差別発言を認識していたが、Aの威圧的な大声とケンカ腰に、その場で指摘できずに帰らせた。その後、局内で差別発言事件の対策会議を開き、Aからの事情聴取を確認したが、放置。一か月後の一〇月一日の対策会議で「いまさらAから事情聴取できない」ことやAも差別発言を認識し反省していることを理由に終結を判断、大東市はAが在住する大阪市の人権室や野崎・北条支部との連絡・連携なしに差別発言事件を放置した。

野崎・北条両支部とともに大阪府連が大東市に対し二〇〇八年四月三〇日に行った差別事件糾弾会で、大東市の人権行政の担当が四課に分かれ、責任の所在が曖昧になっていること、各課をとりまとめる担当部長が差別事件の解決に指導性を発揮できなかったこと、差別事件が発覚した場合の対応マニュアルが形骸化していることも分かった。大東市は四月から機構改革を実施、新たに人権推進職員会議要綱を定め、三部四課から四部四課へ再編・強化された。